

埼玉県国民健康保険運営協議会関係規定等

- ・ 国民健康保険法
- ・ 国民健康保険法施行令
- ・ 執行機関の附属機関に関する条例
- ・ 埼玉県国民健康保険運営協議会規則
- ・ 埼玉県国民健康保険運営協議会規程
- ・ 傍聴要領（オンライン傍聴）
- ・ 傍聴要領（会場傍聴）

○ 国民健康保険法（抜粋）【平成 30 年 4 月 1 日改正施行】

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 （略）

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○ 国民健康保険法施行令（抜粋）【令和 6 年 12 月 2 日改正施行】

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第二条 法第十一条第一項に定める協議会（第五項において「都道府県協議会」という。）

は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

3～4 （略）

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第四条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第三条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第四条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

○ 執行機関の附属機関に関する条例（抜粋）【平成 30 年 4 月 1 日改正施行】

（目的）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項に規定する県の執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第二条 （略）

2 法律又はこれに基づく政令の規定により設置された附属機関（以下「法設置附属機関」という。）のうち別表第二の上欄に掲げる法設置附属機関は、それぞれ同表の下欄に掲げる附属機関とする。

3 （略）

（報酬）

第三条 附属機関の委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の報酬の額は、委員等が、会議に出席し、又はその職務により勤務した日一日について一万六千二百円以内とする。

（費用弁償）

第四条 委員等が職務のため旅行したときは、特別の事情がある場合を除き、一般職の職員に支給する額に相当する額をその費用として弁償する。

（支給方法）

第五条 報酬及び費用弁償の支給方法は、一般職の職員の給料及び旅費支給の例による。ただし、費用弁償の計算方法における起点は、その委員等が居住する市町村の区域とする。

（委任）

第六条 附属機関の組織、会議その他附属機関について必要な事項は、法律若しくはこれに基づく政令又はこの条例に定めるもののほか、当該執行機関が定める。

別表第一（第二条関係）（略）

別表第二（第二条関係）

知事の附属機関

法設置附属機関	附属機関名
（略）	（略）
国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第十一条第一項に規定する都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会	埼玉県国民健康保険運営協議会
（略）	（略）

別表第三（第二条関係）（略）

○ 埼玉県国民健康保険運営協議会規則【平成 30 年 4 月 1 日新規制定】

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第六条の規定に基づき、埼玉県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- 一 被保険者を代表する委員 四人
 - 二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 四人
 - 三 公益を代表する委員 四人
 - 四 被用者保険等保険者を代表する委員 三人
- 2 委員は、知事が委嘱する。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第三条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、第二条第一項各号に掲げる委員各一人以上を含む過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(会議の公開)

第五条 協議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第六条 議長は、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員が署名しなければならない。

(庶務)

第七条 協議会の庶務は、保健医療部国保医療課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

○ 埼玉県国民健康保険運営協議会規程【令和7年1月17日最終改正】

（趣旨）

第一条 この規程は、埼玉県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の審議事項等について定めるものである。

（審議事項等）

第二条 協議会は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第十一条に規定された審議事項の他、次の各号に掲げる事項の審議又は報告を受けるものとする。

- 一 国民健康保険事業費納付金の算定に関する事
- 二 標準保険税率の算定に関する事
- 三 国民健康保険運営方針の進捗及び見直しに関する事
- 四 国民健康保険の医療費適正化対策に関する事
- 五 国民健康保険の収納対策に関する事
- 六 その他知事が認めるもの

（会議の招集）

第三条 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第四条第一項による会長選挙前における、埼玉県国民健康保険運営協議会規則（平成三十年埼玉県規則第三十号）第四条に規定する会議の招集については、保健医療部長が行う。

○傍聴要領（オンライン傍聴・埼玉県国民健康保険運営協議会）

1 傍聴する場合の手続

- （１）会議の傍聴を希望する方は、会議開催日の３営業日前までに別紙「オンライン傍聴申込書」を事務局に提出してください。
- （２）傍聴の受付は、先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。
- （３）傍聴者は、会議開催時刻になりましたら別途案内される傍聴用URLから傍聴してください。
- （４）インターネット回線や視聴に必要な設備等は御自身で準備してください。なお、傍聴に当たり、次のセキュリティ要件を満たす必要があります。
 - ア 使用する端末のOSやアプリケーションソフトは、メーカーのサポート期間内であること。
 - イ 使用するインターネット回線は、本人もしくは所属する組織が管理するものとし、フリーWi-Fiは使用しないこと。
 - ウ パソコンを使用する場合は、必ずウイルス対策ソフトを導入し、最新の定義であること。

2 会議の秩序の維持

- （１）傍聴者は、会議を傍聴するに当たり、事務局の指示に従ってください。
- （２）傍聴者が３の規定に違反し、かつ事務局からの注意に従わないときは、退室していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- （１）傍聴用URL、ID及びパスワードを他者へ漏らさないこと。
- （２）他の者を代理で傍聴させないこと。
- （３）他者が会議の映像や音声を視認又は聴取できる環境で傍聴をしないこと。
- （４）会議中はマイクとカメラをオフにし、チャット等の機能を使用しないこと。
- （５）会議の録音、録画、スクリーンショットの撮影、写真撮影等を行わないこと。ただし、協議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- （６）その他会議の妨害となるような挙動をとらないこと。

4 その他

- (1) 通信状況により、映像や音声途切れたり、一時停止したりする可能性があります。また、配信の続行ができなくなった場合、傍聴を中断する可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) 通信状況の不具合等により傍聴者に不利益が生じたとしても、協議会はその責を負いませんので、あらかじめ御了承ください。
- (3) 公開できない事項を取り扱う場合、会議の一部を非公開とする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

○ 傍聴要領（会場傍聴・埼玉県国民健康保険運営協議会）

1 傍聴する場合の手続

- （１）会議の傍聴を希望する方は、会議開催30分前から予定時刻までに、受付で氏名及び連絡先等の必要事項を記入し、協議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- （２）傍聴の受付は、先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- （１）傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- （２）傍聴者が３の規定に違反し、かつ事務局の注意に従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- （１）会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- （２）騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- （３）会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- （４）会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- （５）その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 その他

公開できない事項を取り扱う場合、会議の一部を非公開とする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。